

## 1. 入居資格等

- (1) 町外から転入して樋原町に居住し、就業しようとする者
- (2) 町外から転入して現に樋原町に居住し、就業している者又は就業しようとしている者で、継続して樋原町に居住する意思があり、現に住宅に困窮していることがあきらかなもの
- (3) 現に樋原町に居住し、就業している者又は就業しようとしている者で、2人以上で世帯を構成し、継続して樋原町に居住する意思があり、現に住宅に困窮していることが明らかなもの
- (4) 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

## 2. 申し込み方法

「樋原町移住定住雇用促進住宅入居許可申請書」により役場・まちづくり産業推進課へお申し込みください。

## 3. 入居者の選考

入居申込者が複数ある場合は、入居申込者及び同居する親族の人数、年齢、入居申込み時の居住地等を考慮し、入居の必要性が高いと判断される者のうちから、入居資格等の(1)・(2)の順に入居者を決定させていただきます。

## 4. その他

集落行事への参加や、住宅周辺の清掃・草刈り、水道料金集金と回覧・配布物（一年ごとの当番制）等を最低限の条件としています。

ご了承の上、お申込みください。

※退去時に故意による破損が確認された場合、修繕費用は入居者様のご負担となりますので、日常的な取り扱いにご配慮をお願い申し上げます。